## プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関する ワーキンググループ (第5回)

【宍戸主査】 それでは定刻となりましたので、ただいまからプラットフォームサービスに関する研究会、プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ第5回会合を開催いたします。

本日も皆様、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

本日の会議につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、構成員及び傍聴 は、ウェブ会議システムにて実施させていただいております。

事務局より、ウェブ開催に関する注意事項について御案内がございますので、よろしく お願いいたします。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 事務局、総務省消費者行政第二課の丸山でございます。

ウェブ開催に関する注意事項を幾つか御案内させていただきます。

本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただいております。このため、構成員の方々につきましては、御発言に当たっては、お名前を必ず冒頭に言及いただきますようお願いいたします。

ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにしていただきますようお願いいたします。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。発言する際には、マイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフに戻してください。

接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただきますようお願いします。 その他、チャット機能で、随時事務局や主査宛てに連絡をいただければ、対応させてい ただきます。

本日の資料は、本体資料が資料1から3まで、参考資料が1から4までとなります。 注意事項は、以上となります。

本日は石井構成員及び新保構成員は御欠席です。

これ以降の議事進行は、宍戸主査にお願いしたいと存じます。宍戸主査、よろしくお願いたします。

## 【宍戸主査】 承知いたしました。

それでは、議事に入ります。本日は、まず資料1に基づき、個人情報保護委員会事務局様より、令和2年改正個人情報保護法ガイドライン案について、それから資料2に基づき、事務局より電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン、改正に向けた考え方の案について御説明をいただき、質疑応答を行います。続いて、資料3に基づき、事務局よりプラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関する主な論点について御説明をいただき、質疑応答を行います。最後に全体を通じた自由討議として、構成員の皆様から御意見等をいただきたいと考えております。

それでは、まず、個人情報保護委員会事務局様から資料1、令和2年改正個人情報保護 法ガイドライン案について御説明をお願いいたします。

## 【赤阪参事官】 個人情報保護委員会事務局の赤阪でございます。

資料の1を御覧ください。私からは昨年改正されました個人情報保護法につきまして、 来年の施行に向け、現在ガイドラインの作成を進めてございます。その概要につきまして、 御説明をさせていただきます。

ページをおめくりいただきまして、右下2ページ目を御覧ください。こちらは改正法の概要でございます。いわゆる3年見直しの規定に基づきまして、個人情報への意識の高まりですとか、情報通信技術の発展、それから経済社会活動のグローバル化に伴うデータの越境移転の増大、こういったものに対応する形で所要の改正を行ったところでございます。次のページを御覧ください。こちらはスケジュールでございます。こちらの法律につきまして、来年の4月1日の施行を予定しております。政令、それから委員会規則につきましては既に公布してございまして、現在、赤枠のガイドラインにつきまして意見募集を行っている段階でございます。本日はガイドラインを中心に御説明をさせていただきます。

次のページを御覧ください。こちらは意見募集についてということで、ガイドラインにつきましては幾つかの編に分かれてございます。下にございますが、6月18日まで意見募集を行ってございますので、関心がございましたらぜひ御意見をお寄せいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それから5ページ目以降に、ガイドラインについての主な項目を並べております。今回、 5、6、7のページで赤く囲っている7つの項目につきまして御説明をさせていただきま す。

ページをおめくりいただきまして、右下9ページまで飛んでいただけますでしょうか。まず、1つ目の項目でございますが、これは利用者の情報に関する利用停止、それから消去等の請求権に関する改正でございます。現在、この請求につきましては、法違反の場合にこういった利用停止、消去等の請求ができるということになってございますが、これを拡充することになっております。改正後の青い箱の右側のところを御覧いただければと思いますが、利用する必要がなくなった場合、それから重大な漏えい等が発生した場合、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合、こういった場合に対象が拡大されたということになっております。

具体的な場合をガイドラインで補足しておりますので、10ページを御覧ください。10ページの一番上のクエスチョンのところでございますが、まずは利用する必要がなくなった場合とはどのような場合かということで、太字のところでございますが、利用目的が達成され、当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合、それから利用目的が達成されなかったものの、当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合、こういった場合を挙げてございます。

それから、3つ目のクエスチョンのところでございますが、本人の権利、または正当な利益が害されるおそれがある場合とはどのような場合かということで、これにつきましては法目的に照らして、保護に値する正当な利益が存在し、それが侵害されるおそれがある場合ということで、具体的な例が11ページにございますけれども、11ページ目の最初のクエスチョンの1つ目の黒ポツのところを御覧いただければと思いますが、具体的な事例としては、ダイレクトメールの送付を受けた本人が送付の停止を求める意思を表示したにもかかわらず繰り返し送られてくる、こういった場合ですとか、それから2つ目のポツでございますが、個人情報取扱事業者が、個人情報保護法第23条第1項に反して、本人の同意がないまま第三者提供を行う、こういった場合を具体的な事例として挙げているところでございます。

それから、ページ飛んでいただきまして、右下13ページを御覧ください。こちらは2つ目の項目で保有個人データの開示方法に関する見直しでございます。こちらにつきまして、従来の開示方法は書面の交付による方法というものを原則にしておりましたが、これにつきまして、青い箱の右側にございますけれども、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにするという見直しを行ったものでございます。1つ目のクエスチョンのところ

でございますが、具体的な方法でございますけれども、例えばCD-ROMであったりとか、 あるいは電子メールを送信する、それからウェブサイトからダウンロードする、こういっ た方式を示しているところでございます。こういった具体的な方式につきましては、事業 者がその方式を規定することはできるのですが、できる限り本人の要望に沿って対応する ことが望ましいという考え方を示しているところでございます。

それから、次のページ14ページ目を御覧ください。こういった開示の手続きにつきまして、なかなか本人からしますと、どこにその手続きが載っているのかが分かりにくいというような御指摘もあるところでございます。こういったものに対応いたしまして、2つ目の黒ポツのところでございますけれども、本人が簡単な操作によって開示請求に関するページ、当該箇所に到達できるようにすることが望ましいということも、併せて記載をしているところでございます。

次のページ、15ページ目を御覧ください。こちらは3つ目の点でございまして、漏えい等報告等の義務化というものでございます。これは個人データについて漏えい等が発生し、個人の権利利益を侵害するおそれが大きい場合には委員会への報告、それから本人への通知を義務化することとしたものでございます。

その具体的な場合でございますが、16ページを御覧ください。上の箱でございますけれども、幾つか類型を載せております。まず、要配慮個人情報の漏えいがあった場合、それから財産的被害のおそれがある漏えい、右側の例でもありますが、例えば送金とか決済の機能のあるサービスのIDとパスワードが漏えいした場合、あるいはクレジットカードが漏えいした場合、こういった場合も含まれます。それから3つ目でございますが、不正の目的によるおそれがある漏えいということで、不正アクセス等によって漏えいした場合というものが挙げられておりまして、こういった3つの類型に該当する場合には、1件でも漏えいした場合には報告が義務化されることになっております。

それから、上の3つの類型に当てはまらないような場合であっても1,000件を超えるような漏えいがあった場合につきましては、これは事業者のほうで安全管理措置に問題があったという場合が考えられますので、1,000件を超えるような場合には報告が義務化されることになっております。

それから、漏えいの報告につきましては2段階で行うこととしております。速報と確報 という形になっております。速報につきましては、事態を知って速やかにとなってござい ますが、これにつきまして、おおむねその事態を知ったときから3日から5日以内という 目安を示しているところでございます。それから確報のほうでございますが、確報につきましては、知ってから30日以内にしていただくことになってございますが、特に不正アクセスによって行われた場合には、なかなか調査に時間かかる場合もございますので、60日以内という形で示しているものでございます。

それから、17ページ目でございますけれども、これは本人への通知について考え方を示しております。一番上のところでございますが、当該事態の状況に応じて速やかに本人へ通知を行うこととしておりまして、委員会への報告と少し違った書き方になっております。本人への通知につきましては、委員会とは異なるタイミングで行ってもいいという考え方を示しているものでございまして、黒ポツのところを御覧いただければと思いますけれども、漏えい等のおそれが生じたものの、事案がほとんど判明しておらず、その時点で本人に通知したとしても本人が必要な措置を講じられる見込みがなく、かえって混乱を生じるおそれがある、こういった場合につきましては、委員会への報告と異なるタイミングで本人に通知してもいいという考え方を示しているところでございます。

それから、18ページ目を御覧ください。こちらの4つ目の項目でございますが、不適正な利用禁止というところで、改正後の右側の青い箱を御覧いただければと思いますが、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない旨が規定されたところでございます。

次の19ページ目を御覧いただければと思いますが、では、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるというのはどのように判断されるかというところの考え方を示しておりまして、おそれの有無は、社会通念上の蓋然性が認められるか否かによって判断されるということで、次の20ページ目に具体的な事例を載せておりますけれども、20ページ目の1つ目のポツで、例えばということになりますが、違法な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、違法な行為を営むことが疑われる事業者に対して個人情報を提供する場合とか、あるいは2つ目のポツにつきましては、昨今では破産者情報等が問題になった場合がございましたけれども、裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報について、違法な差別が誘発されるおそれがあることが予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネットで公開すること、こういったものを具体的な事例として挙げているところでございます。

次の21ページを御覧ください。こちらは公表事項等の充実ということで、5点目の項目 でございます。この中は大きく2つの要素がございまして、まず、安全管理措置につきま して、本人が自分の情報がどのように管理されているかをきちっと把握できるようにする 観点から、法定の公表事項として安全管理措置についても追加したものでございます。

それから2つ目でございますけれども、なかなか本人から見ると、自分のデータがどのように使われているのかが予測できないようなものが出てきております。例えばここではプロファイリングを例として挙げておりますけれども、こういったプロファイリングが行われているような場合には、本人が予測できる程度に、その利用目的を特定しなければならない旨を明確化しているところでございます。

22ページを御覧ください。こちらはまず1つ目のクエスチョンのところが、先ほどの安全管理措置の中で、外的な環境についても把握してくださいということを盛り込んでおります。外的環境の把握につきまして、例えばということでございますが、外国における個人データの取扱いに関わる外的環境のリスクとしての高まりを重視して、事業者が外国において個人データを取り扱う場合には、当該外国の制度等を把握した上で、必要な安全管理措置を講ずべきことをガイドラインの中で盛り込んでいるところでございます。

それから2つ目のクエスチョンのところが、先ほどのプロファイリングに対応するものでございますけれども、本人から得た情報から、本人に関する行動関心等の情報を分析する場合には、事業者がどのような取扱いを行っているかを本人が予測想定できる程度にきちんと利用目的において特定することを求めることにしております。

次に、23ページを御覧ください。こちらは6つ目の項目でございまして、個人関連情報の第三者提供規制というものでございます。これは、ここでA社、B社という2つの会社の例を挙げておりますが、例えばA社では個人を特定せずにデータを管理していると。IDが、下にありますが、1、2、3、4という形で1番の人がミルクティー、2番の人が紅茶という形で、A社においては個人データとして管理はしていないわけですが、これをB社に送った場合に、B社において、A社のIDと、もともとB社が持っている個人データを紐付けて管理する、取得することができる場合が出てきております。この場合に、もともとA社ではIDに対応していたものが、B社においては山田さんがミルクティーを買ったとか佐藤さんが紅茶を買ったという形で、個人を識別する形でデータを取得することが行われた場合には、こういったA社からB社へのデータの提供、この場合は個人関連情報の提供に当たりますけれども、その際に本人同意を得ることを課すことになっております。

次に、24ページを御覧ください。こういった個人関連情報としてどのようなものがあり 得るか、幾つか例示を挙げております。1つ目のクエスチョンのところでございますが、 例えばということで、Cookie等を通じて収集されたウェブサイトの閲覧履歴とか、それから商品の購買履歴、サービスの利用履歴、それから位置情報、こういったものが個人関連情報として考えられるところでございます。法律上、こうした個人関連情報を個人データとして取得するという場合が規律の対象となっております。ここで下の箱の米印のところを御覧いただければと思いますが、提供先の第三者が個人関連情報を直接個人データに紐づけて利用しないような場合には、提供先の第三者が保有する個人データとの容易照合性が排除しきれないとしても、直ちに「個人データとして取得する」には該当しないという考え方もガイドラインの中で示しているものでございます。それから、「想定される」という法律の文言につきましても、そこの右側の米印のところを御覧いただければと思いますが、同種の事業を営む事業者の一般的判断力、理解力を前提として想定されるかどうかが基準になりますという考え方を示しているものでございます。

それから、25ページを御覧ください。真ん中のクエスチョンのところでございますが、 同意を誰か取得すればいいのかにつきまして、同意を取得する主体は本人と接点を持ち、 情報を利用する主体となる提供先がなるとの考え方を示しております。ただしということ で、同等の本人の権利利益の保護が図られることを前提に、同意取得を提供元が代行する ことも認められるという考え方を示しているところでございます。

それから26ページを御覧ください。こういった同意取得において、青い箱のところの上にございますけれども、誰が何をどのように利用するか、認識できるような状況を確保する必要があることについて、ガイドラインの中で指摘をしているところでございます。

次以降のページにおきましては、そういった同意を取得する際のフローについて、一般 的に想定されるものを並べておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

32ページを御覧いただければと思います。こちら最後の7つ目の項目になりますが、越境移転に対応した情報提供の充実というものでございます。昨今、特定のアプリにつきまして、少し問題になったところでございますけれども、箱の現行のところを御覧いただければと思いますが、外国にある第三者に個人データを提供する場合というのは、3つ条件がありまして、本人の同意を得るか、それから相手先の事業者が基準に適合する体制を整備しているかどうかを確認すること、それか、相手先の国が我が国と同等の水準にあるかが求められます。今回、本人の同意を得る場合には、右側を御覧いただければと思いますが、移転先の国の名称であるとか、移転先の外国における個人情報の保護に関する制度、こういったものについて情報を提供することが求められることになります。それから、真

ん中の基準に適合する体制を整備した事業者があるかどうかを確認した場合には、相手先において適正な取扱いが実施されているかどうかを定期的に確認する、こういった対応が求められることになっております。

33ページを御覧ください。こちらは外国における制度というものに情報提供について、どの程度詳細な提供が求められるかについての考え方を示しております。こちらについては、1行目にありますが、網羅的な調査を求めるものではなくて、我が国の個人情報保護法との間の本質的な差異を合理的に認識できる情報について提供することを求めることにしております。そこに4つほど挙げておりますが、例えば1番目にありますけれども、相手先における、そもそもそういった制度があるかないかですとか、2つ目にありますが、一定の指標となり得る情報の有無ということで、例えば相手がCBPRの加盟国であるかどうかとか、あるいはCBPRの十分性認定の取得国であるかとか、こういった目安について提供するという考え方、それから、3つ目の丸でございますが、0ECDのプライバシーガイドラインの8原則、こういったものに対応した義務がきちんと課せられる形になっているかどうか、こういったことを指標として示しているところでございます。

それから、34ページの2つ目のクエスチョンのところを御覧いただければと思います。 こういった事業者の方々が情報提供される際には、個人情報保護委員会としても、参考と なるような一定の情報を取りまとめ、公表する予定としているところでございます。

それから、36ページ目を御覧ください。移転先の国が不明な場合はどうするかということで、同意を得る時点ではなかなか相手先が分からないといった場合があるので、そういった場合につきましては、太字のところを御覧いただければと思いますが、「その旨及びその理由を本人に情報提供すれば足ります」という形で考えを示しております。ただ、そういったことが特定できない場合でも、移転先の国の範囲、こういった外国の名称に変わる何らかの情報提供が可能である場合には、そういった情報を提供することが必要であるという考え方を示しているところでございます。

それから、次の37ページを御覧ください。これは相手の企業が一定の体制が整備されている場合において、その移転先における適正な取扱いの実施状況を定期的に確認することを求めておりますが、具体的にどうすればいいかでございます。これは1つ目のポツのところの括弧を御覧いただければと思いますが、これは相手先との委託契約において体制整備というものを確保している場合には、当該委託契約の遵守状況を確認することが考えられます。また、移転先の国における適正な取扱いの実施に影響を及ぼすおそれのある制度

の有無、こういったものについても確認することが求められるところでございまして、そ ういったものを年に1回程度、あるいは、それ以上の頻度で確認する必要があるという考 え方を示しているところでございます。

それから、38ページ目を御覧ください。こういった確認をした結果、そういった相手において何らか問題が生じた場合には、最初のところの括弧にございますけれども、移転先の第三者が契約上の義務に違反して個人データを取り扱っている、こういったことが確認された場合には、これを是正するように要請することが求められますし、それからその次のパラグラフにありますけれども、そういった要請をしたとしても、移転先における適正な取扱いの継続的な実施の確保が困難となった場合には、移転先に対する個人データの提供を停止する必要があると、こういった考え方を示しているところでございます。

以上がガイドラインの主な項目についての御説明となります。最後、40ページは参考として付けてございます。こちらは昨年の法改正とは別に、今国会において成立をした、いわゆる個人情報保護法制の一元化に関する概要を並べたものでございまして、よく個人情報について2,000個問題ということが指摘されておるものでございますが、こういったものに対応して、今後、個人情報につきましては行政機関、独法、それから地方公共団体、民間を問わず、個人情報保護委員会が一元的に監督していくための法律についてもできておりまして、今、御説明したものとは別に、こちらの施行に向けましても現在、作業を進めているところでございますので、参考として触れさせていただきました。

私からの説明は以上となります。

【宍戸主査】 赤阪参事官、ありがとうございました。

続きまして、事務局より資料2、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン改正に向けた考え方の案について、御説明をお願いいたします。

【小川消費者行政第二課長】 事務局の消費者行政二課の小川でございます。資料2を 御覧いただければと思います。

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの改正に向けた考え方でございますが、まず、1ページを御覧いただきまして、今、赤阪参事官からも御説明いただきましたけども、令和2年の個人情報保護法改正を踏まえまして、これが令和4年4月1日に施行予定ということでございまして、これに向けて電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインについても改正する必要があるということでございます。

具体的には、個人情報取扱事業者の義務として、個人情報保護委員会のガイドラインで

定められる記述につきまして、これは電気通信事業者の義務としても共通で定められるべきものでございますので、その内容については、電気通信事業ガイドライン及び解説に反映をしていくという方向で検討する必要があるということでございます。また、電気通信事業者特有の事例などはあり得ると思いますので、こちらについても必要に応じて検討ということかと思っております。その他、これまでの議論、本WGなどの議論の状況も踏まえまして、電気通信事業ガイドラインへ反映すべき事項がありましたら検討していくということかと思っております。

本日、この資料におきましては、2つ目の丸、個人情報保護委員会ガイドラインの改正 を踏まえた内容についてを中心に御説明させていただきたいと思います。

次に、2ページを御覧ください。こちらが現在の個人情報保護委員会ガイドラインと、電気通信事業ガイドラインの関係が今回、どういう形で変わることが想定されるかということをざっくりとお示ししたものでございます。細かくて恐縮でございますが、今回の個人情報保護委員会ガイドライン案におきまして、通則編におきましても、例えば3-2の不適正利用の禁止であるとか、3-5の個人データの漏えい等の報告、3-7の個人関連情報の第三者提供の制限、3-10の仮名加工情報取扱事業者の義務などが新たに項目として加わっております。これらの項目につきましては、電気通信事業ガイドラインにおいても 1 つの項目として付け加えていくということが考えられると思っております。それをお示ししたものでございます。

次、3ページを御覧ください。こちらは後ほど、個別に簡単に御説明させていただきますけれども、主にここにございますような14の項目について検討していく必要があるのかと今のところ、考えているところでございます。

次のページからでございますけれども、まず、4ページのところでございますが、こちらは保有個人データに、6か月以内に消去する短期保存データも含めると。こちらについては、基本的に法律の定義をそのまま入れているので大きな修正は要らないということでございます。

次の5ページでございますが、こちらは先ほども御説明いただきました、違法または不 当な行為を助長するなどの不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨の明確化 ということでございまして、こちらについては、3-2という形で新たに項目を新設して、 電気通信事業者の禁止事項として規定する必要があるのではないかと。また、電気通信事 業特有の事例がどのようなものがあるかということも検討する必要があるかと考えており ます。

次の6ページでございますが、こちらも先ほど御説明ありました、漏えい等事案の委員会への報告及び本人への通知の義務化ということでございますが、こちらにつきましても、3-5ということで新たに項目を新設して、漏えい等事案についての報告、また、本人への通知を義務化することを規定する必要があるということで、こちらも電気通信事業特の事例についても検討をしてはどうかということでございます。

それから7ページでございますが、オプトアウトにより第三者に提供できる個人データの範囲を限定すると、こちらについては所定の改正を行うことが必要と考えます。

また、8ページでございますが、外国にある第三者への個人データの提供時に移転先事業所における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実ということでございますが、こちらについては、必要な規定を行うとともに個人情報保護委員会のガイドライン、外国第三者提供編を参照などの規定の整備が必要だと考えております。

次に、9ページでございますが、こちらは先ほども御説明いただきました個人関連情報の件でございますが、提供先において個人データとなることが想定される第三者提供に関し、本人同意が得られていることなどの確認を義務づけということでございます。こちらについては、3-8ということで新たに項目を新設いたしまして、規定を設ける必要があると考えております。また、電気通信事業特有の事例がどのようなものがあるかということについても必要に応じ、検討が必要かと考えております。

それから、10ページでございます。保有個人データに関する事項の公表でございますが、 こちらについては規定の整備を行います。

また、11ページ、保有個人データの開示方法について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにすると、こちらについても同様に規定の整備を行って、書き加えていきたいと考えております。

それから12ページでございますが、個人データの授受に関する第三者提供記録でございますが、こちらについて、本人が開示請求できるように、規定を追加していくということでございます。

また、13ページ、利用停止、消去等の個人の請求権の要件緩和についても同様に規定を 整備していくということでございます。

また、14ページございますが、仮名加工情報の創設、こちらについても義務に関する規 定を電気通信事業ガイドラインにも設けるとともに、個人情報保護委員会のガイドライン の仮名加工情報・匿名加工情報編を参照していくということで行ってはどうかと。こちらについては、3-11ということで規定の項目の新設をした上で、そのように参照してはどうかと考えております。

また、15ページでございますが、法の域外適用の拡大でございますが、こちらについては従来、電気通信事業ガイドラインについては、1つの条文としては置かれておりませんが、こちらについて新たに規定すべき内容があるかどうかというのは、検討をする余地はあるのかと思っております。

また、16ページでございますが、認定団体制度につきましても、企業の特定分野を対象とする団体を認定できるようにするということがございますが、こちらについても現在の電気通信事業ガイドラインには規定が特段置かれておりませんが、新たに規定すべき内容があれば規定するという考え方もあり得るかと思います。また、解説においてはガイドラインの認定個人情報保護団体編を参照すべきではないかと考えております。

それから最後、17ページでございますが、ペナルティーの引上げについては特段、規定 は不要ではないかと考えております。

以上でございます。

【宍戸主査】 ありがとうございました。

それでは、大体20分ほどを予定しておりますが、ただいまの個人情報保護委員会事務局 様及び事務局からの御説明について質問、あるいはコメントを委員の皆様からお受けした いと思います。質問、コメントのある方は私にチャットでお知らせいただきたいと思いま すが、いかがでございましょうか。それでは、佐藤先生、お願いします。

【佐藤構成員】 佐藤でございます。まず、実はかなりコメントがあるんですけれども、 分けたほうがいいのかと思っています。まず、2つ、3つ、お話してから、あとは時間が あれば続きをさせていただければと思っています。

コメントは事務局に対してなんですけれども、皆さん御存じのように電気通信事業ガイドラインは個人情報の観点と通信の秘密の観点がございます。例えばオプトアウトの範囲の見直しにおいても、個人情報ではないけど、通信の秘密に関わる部分に関して、いわゆる個別の通信の特定を防ぐということが必要となってきます。その観点を見ていかなければいけない、変わってきますし、あと後半、仮名加工情報と関わってくるんですけども、過去に匿名加工情報と通信の秘密の議論があったわけですけれども、同様に通信の秘密の観点から見ていきますと、個別の通信が特定されないように加工するという、そういう一

般の個人情報の仮名加工情報よりも厳しい加工が必要なのかどうかというのは1つの論点 になるのかと思っております。

それと、仮名加工情報に関しては、やっとガイドラインで大分見えてきたところがありますけれども、今の改正個人情報保護法における仮名加工情報というのは、個人情報になる仮名加工情報と、それ以外と分けておりますけれども、多分電気通信事業者ガイドラインの観点から見ますと、通信の秘密に関わる部分と関わらない部分は別のマトリックスというのが出てきますので、そこのところはきっちり分類をして議論をしておいたほうがいいのかと思っています。

あと、オプトアウトのところに戻りますけども、すいません、話が前後していて。同意 の取り方も通信の秘密の観点から見て、どうあるべきかというところを考えたほうがいい のかと思っています。

あと、どうしましょうか。多分Cookieとかの議論というのは後でしたほうがいいんですか、宍戸先生から見て。

【宍戸主査】 そうですね。後でお願いできますか。

【佐藤構成員】 はい。

【宍戸主査】 ありがとうございます。ひとまず、御意見ということで承りました。ありがとうございます。それでは、この段階で既に多くの方から御発言、コメントの御希望あるのですが、板倉先生、お願いいたします。

【板倉構成員】 板倉です。よろしくお願いします。

総務省さんのほうの資料に関して簡単に3つありまして、1つは10ページの保有個人データの公表事項ですが、これはPPCのガイドラインでは行動ターゲティングですといったようなことを書いていきましょうといった話がありますので、それは当然論点ですよねというのが1つ。

それから、あと2つは、1つはどこにもないんですけど、これは今までもよく分からなかったんですが、法人の通信の秘密については、このガイドラインの範囲なのか、範囲じゃないのかと、私はたまに実務的に聞かれるんですが、プライバシー規則との平仄というのは恐らくこの会議では論点なので、eプライバシーについて2回ほど御説明をいただいたんだと思うんですが、eプライバシーでは恐らく法人の通信の秘密というか、端末情報は当然に対象だという前提なんですけど、それはどうするんですかというのを、どっちでもいいんですが、よく聞かれるので、どうしましょうという私も回答をしていてよく分か

らないので、入れるのか入れないのか、そこははっきりしたいというのがもう一つ。

それから、域外適用のところがあると思います。15ページです。これは電気通信事業法のほうの域外適用というか、外国に電気通信設備があって日本にやる場合も法の適用するために日本に代理人を置いてもらったと思いますが、そちらと個人情報保護法の域外適用との平仄についてどう考えているのか、もしくは、今後考える予定なのかという辺りをお聞かせ願いたいと、その3点です。ありがとうございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。個別にやっていると時間がかかりそうなので、 一括して後で事務局からお答えいただくことにしたいと思います。

それでは、次に沢田構成員、お願いいたします。

【沢田構成員】 ありがとうございます。沢田でございます。御説明ありがとうございました。

個人情報保護委員会様にお尋ねしたい点が1点ありまして、31ページでCookieの話なんですが、後ほどというお話でしたが、議論じゃないので、質問だけなのでそれだけしちゃっていいでしょうか。

【宍戸主査】 もちろんです。

【沢田構成員】 後になっても結構です。31ページのところで、右の米印でCookie等と会員情報との個人情報を紐付けて管理している場合、全体が個人情報となり、その一部となるCookieとも個人情報に該当しますという御説明がありまして、これは今、今回の改正でこうなったわけではなくて、昔からこうだった、こういう解釈だったのを明確化したと理解してよいでしょうかというのが質問で、あともう1点は、その割には世の中的には随分と誤解がまかり通っちゃっているというか、プライバシーポリシー等でCookieは個人情報ではありませんとか、Cookieには個人情報が含まれませんといったことが書かれている、それが流布している現状を、何でこうなっちゃったんでしょうかというのと、今後どうやって是正していったらいいと個人情報保護委員会様としてはお考えかというのが質問でした。

以上です。ありがとうございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは、次に森先生、お願いいたします。

【森構成員】 森です。御説明ありがとうございました。赤阪参事官に質問です。

今の沢田さんの話もそうでしたけれども、Cookieのところは利用者情報ワーキングと関連しますので、その部分にフォーカスしてお尋ねしたいと思いますけども、個人関連情報

の本人の同意を取得する時の、同意の取得の仕方というのがガイドラインにあると思いますけども、その取得ということをどういう情報を示して同意を取るかというところなんですけれども、本人に対して、対象となる個人関連情報を特定できるように示して同意を取得しなければならないと書かれているかと思うんですけども、提供先は原則形態、提供先が同意を取得する場合に、提供元はどこかということは、これは示さなければいけないように私は感じるんですけれども、ガイドラインの御趣旨としては、それは示さなくてもいいということなんでしょうか。それとも対象となる個人関連情報を特定するという事柄の中に、当然に提供元がどこであるかということも含まれてくるということなのかということについて、お教えいただければと思います。

こちらの利用者情報ワーキングとしても、その点については検討課題かと思いますので、 お聞きする次第です。よろしくお願いします。

【宍戸主査】 ありがとうございます。次に小林構成員、お願いいたします。

【小林構成員】 ありがとうございます。野村総合研究所の小林でございます。

1点、位置情報について、個人情報保護委員会、赤阪様と、それから消費者行政課さんの事務局のほう、かぶるところについて御質問いたします。資料1の24ページにある個人関連情報とはどういうものを言いますかということで、3つ並んでいる、Cookie、商品購買履歴の下に、ある個人の位置情報とあります。恐らく指名到達性の考え方からすると、特定の個人の識別する情報に当たらない場合も多いんだとは思うんですけれども、GPS位置情報であるとか、詳細な精度を持つ位置情報を一定期間追跡したようなものは、特定個人の識別性があるんじゃないかという議論もあるかと思います。

それは、ここのように個人関連情報として、このような表現で書かれている意図というのがどこら辺にあるのかというのは疑問に思ったのと、それから、個人の位置情報については、電通ガイドラインの35条で、通秘に当たる場合が中心ですけれども、通秘に当たる場合には特別な規律を、個別具体の同意ということで、明示的な同意ですか、正確な表現は忘れましたけども、そういった取扱いをしているということがあって、こちらが個人関連情報とかいうものとは別に、電通ガイドラインの位置情報としては、そのまま規律が係る部分ですので、ここは恐らく個人情報通則編と電通ガイドラインとの間で議論が残るところと思いますので、指摘させていただきました。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。次に古谷構成員、お願いいたします。

【古谷構成員】 ありがとうございます。個人情報保護委員会にお聞きします。スライドの10ページのところなんですけれども、最初のクエスチョンのところ、利用する必要がなくなった場合として、利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合と書かれているんですけれども、利用者がこれが分かるんだろうかという懸念があります。事業者側がそれをする機会とか、どうしたらそれがわかる仕組みになるのか教えてほしいと思います。

あと、3つ目のクエスチョンのところで、正当な権利、利益が侵害されるおそれがあると。おそれというのが一般人の認識を基準として、客観的に判断することになっています。これは基本的には理解できますけれども、請求する側から考えたときに、じゃ、それを具体的にどういった時にできるんだろうか、何らかの基準なり要素といったものが必要になるのではないかと思いますが、どう考えるか教えていただきたいです。

さらに、15ページのスライドで、漏えい等報告等の義務化ということで通知が速やかに されるということは歓迎されるべきことなんですけれども、通知だけされても、利用者か らしたらどう対応していいか分からないと思います。本来ならば、事業者としては、通知 のときにどのような対応、あるいは利用者側はどのような対策を取れば、その侵害なりが 是正されるのかということも必要かと思うんですけれども、これはどのように考えるのか、 教えていただきたい。

それに関連して事務局さんにお尋ねしたいのは、今言った観点のようなことを事例として盛り込んでいただけないかと。あと、ガイドラインの中に事例を入れる、入れないというところ、一覧のところがあったかと思うんですけれども、事例を入れるケースと入れないケースは、どういう基準で分かれているのかというところをお聞きできればと思います。以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。古谷さん、音声が途切れ途切れだったので、私は2番目、3番目、4番目は大体分かったんですけど、1番目の質問の部分だけ端的に教えていただけますか。もう一度お願いできますか。

【古谷構成員】 スライドの10のところで、利用目的がなくなったときというのは、基本的に利用者側は分からないと思うんですよね。事業者が利用目的としていて、何らかの理由で利用目的がなくなったとか、あるいは、達成されなかったということが、利用者側にどうやって分かるようになっているのかというところをお聞きしたかったです。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは、次に生貝構成員、お願いします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。私はほかの先生と重ならないところを簡単に 2点だけコメントということになるんですけれども、個情委様の資料に従って、まず13枚目の開示の電子化といったところに関しては、PDFでよいのか、あるいは可読性、検索性まで求めるのかと。この辺りというのは、分けても個人情報取扱事業者の中でも電気通信事業者の対応というものが、現実的にも分けても重要になるかといったところ、まさしくガイドラインのほうでも、場合によっては追加的な特有の事例というものを書くことを詳しく検討してもよいかと思いましたことと、今回の法改正でどこまでできるかといったところ以上の部分でも、プラットフォームサービスにおける利用者情報の取扱いといった観点から、ここにおけるしかるべきデータの開示の在り方というものを、ポータビリティーのような観点も含めて、後半の議論かもしれないですけど検討してもよい論点かと感じているのが1点です。

それから、もう一つは特に個情委様の33ページのところでございますか。海外の個人情報保護に関連する制度について、個人情報保護法に加えて、特にガバメントアクセスに関する規定まで含めてしっかり把握した上で対応しようというのは非常に望ましいことかと思います。各国、恐らく個別事業者で、調べるのは大変だと思うので、政府側としてもいろいろなサポートが必要になるかと思うのですけれど、そして、さらに恐らく、このスコープに入っている部分もあるかと思うんですけれども、日本がそうであるように、あるいはヨーロッパのほうでは、GDPRの特別法としてのeプライバシーレギュレーションがあるように、いわゆる通信の秘密の保護に関するような制度といったところもどこまで把握していくのかということは、今後1つの論点には、こことの関係でなり得るところかと思いました。

私からは以上でございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは、太田構成員、お願いします。

【太田構成員】 ありがとうございます。まず、資料1の個人情報保護法ガイドライン 案のほうについて質問なんですけれども、24ページの個人関連情報とはどのようなものを 言いますかというところで、Cookie等の端末識別子を通じて収集されたある個人のウェブサイトの閲覧履歴と書いてあるんですけれども、Cookie等の端末識別子自体は個人関連情報にならないということなのかという質問です。これはここには書いてないんですけれども、特定の個人を識別できないメールアドレスにひもづいた購買履歴などというのもガイ

ドライン案には書かれていたんですけれども、その場合の特定の個人を識別できないメールアドレス自体は個人関連情報ではないのかということがガイドラインでは分からなかったので質問させていただきました。

もう1点、これは改めての確認になってしまうかもしれないんですけれども、この会議 との関係性が高いので質問させていただきますと、あるウェブサイトがFacebookの「いい ね」ボタンやピクセルタグなどを設置して、Facebookが個人データを取得している場合と いうのは、個人関連情報の第三者提供をウェブサイトがFacebookにしているというわけで はなく、Facebookがウェブサイトから直接個人データを取得しているという理解でよいの かという質問をさせてください。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。山本先生、お願いします。

【山本主査代理】 山本です。ありがとうございます。

私、一時離脱というか電話が入ってしまって、少し重複があるかもしれないですけれども、プロファイリングのところで、スライドでいきますと21とか22だと思うんですが、ユーザーにとって不意打ちにならないような形で、利用目的を明確にしていくという方向だと理解していますけれども、プロファイリングの有無ということについては、これは説明する方向になっているんだろうと思いますけれども、プロファイリングの種別についてはどのようにお考えかというところについて教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【宍戸主査】 ありがとうございました。それで、非常に多く御質問いただいておりますが、それぞれ、まず個人情報保護委員会、赤阪様、それから事務局、それぞれ順番にいただいた御質問に可能な範囲でお答えをいただけますでしょうか。

【赤阪参事官】 個人情報保護委員会の赤阪でございます。御質問ありがとうございます。漏れているところがあれば、また御指摘いただきたいと思いますが、まず、沢田構成員からCookieの関係で御質問をいただいたと思います。ページで言うと31ページのところの米印の部分です。こちらは御指摘のあったとおり、今回の改正で考え方が変わったものではございませんで、これは従前からの考え方をそのまま念のために書いているというものでございますので、特に変わっておりません。この部分について、Cookieが個人情報に当たるか当たらないかとか、いろいろ誤解を持っておられる方が多数いらっしゃるということは、我々も十分認識しておるところでございますので、今回、こういった制度も改正

されているところもございますので、どういった場合に規制の対象になるのか、ならないのかということも含めて、丁寧に御説明してまいりたいと考えております。

それから2つ目、森構成員のほうから、個人関連情報について、提供先が同意を取る際に、提供元についての情報提供をするのかどうかという御質問があったかと思います。これについては、我々としては、誰がどのように、何をどのようにという部分については、基本的には提供先において、個人データとして取り扱っているのかどうかをきちっと把握できるようにすることが重要と考えておりますので、その意味で提供先が同意を取る際に、提供元がどこかについてまで情報提供することは求めていないことになっております。

それから、3つ目でございますが、小林構成員のほうから位置情報について御質問をいただいたかと思います。こちらのページの24の部分でございますが、こちらは御指摘のあったとおり、パワポの資料ということで少し捨象して書いておりますが、ガイドラインにおきましては、区別をして個人情報に当たる場合、当たらない場合というのを分かるように書いてございますので、小林構成員の趣旨を踏まえた形でガイドラインでも示しているかと考えております。

それから、古谷構成員のほうから御指摘ございまして、まず、最初のところの利用する 目的が達成されたか、されなかったかと、確かに事業者にしか分からない部分もあろうか と思いますが、例えば、就職活動で提出をしたようなものであれば、基本的にはその就職 活動、採用の活動が終わった段階では不要になるとか、そういった情報の種類、あるいは 情報の用いられ方によっては、そういった判別が可能なものもあるかと思いますし、そう いったところで我々として、可能な範囲で事例等も示しながら考え方を示していきたいと 考えております。

それから、2つ目のクエスチョンで、おそれのところなのですけれども、これは我々としても、具体的にここで幾つか事例を示しておりますけれども、何らか事例を示す形でガイドラインの中で示していきたいと思いますし、そういった中で、世の中的に問題になる部分があれば、こういったガイドラインなり、あるいはQ&Aなりを改正してということも含めて、世の中の動きに即した形で対応していきたいと思っております。

最後に御質問いただいたガイドラインの中で、事例が入っている部分、入っていない部分というのがあったかと思いますが、ここも我々としては、一般的な考え方を示すことをもって御理解いただけそうなところというのは、そういった一般的な書き方になっておりますし、事例を入れたほうが分かりやすいというところは事例も交えながらやっていると

ころでございますが、そういった部分、足りないところがあれば、また見直しを図っていきたいと考えているところでございます。

それから、太田さんのほうから、個人関連情報について、例えばCookie単体であれば、個人関連情報に該当するのかという御質問がありましたが、これは単体であっても個人関連情報には該当することになります。これはかなり法律上の個人関連情報の定義が広くなっておりますので、幅広くこういったものに、単体であっても法律上、提議には該当することになってまいります。

それから、Facebookの例があったかと思いますが、タグを埋めているだけでそれが提供に当たるかどうかということだったかと思います。これは個別の事例によるかと思っておりまして、サイトの運営者が、実際にタグへのアクセスとかを見られるかどうかというような実態に応じて区別されると考えておりまして、事業者の方が見ることができるということであれば、ダイレクトではなくて提供することになると思いますし、サイトの運営者が全く関与してないということであれば、直接、Facebookが取得することが観念できる場合もあるかと思いますので、これは個別の事例によるかと考えております。

それから、最後、山本先生からいただいたプロファイリングの種別というのですか、そこは私が十分理解をできておりませんで、お答えがなかなか難しいのですが、我々としては、基本的に自分の情報がどのように使われているのかが分からないということに対して、それを分かりやすく情報提供しましょうということが今回のガイドラインで示したものでございまして、種別というのが具体的にどのようなものなのかというのが、私のところで十分理解できなかったものですから、そこの部分については的確にお答えできないということになります。

恐れ入りますが、以上となります。

【宍戸主査】 山本先生。

【山本主査代理】 発言よろしいでしょうか。恐れ入ります。私の説明が悪かったところで、大変申し訳ないです。

私がお伺いしたかったのは、例えばマーケティングで、ある意味で趣味の嗜好とか、この人はどういう趣味があるんだろうということをプロファイリングされるというのは、ある程度予測できる範囲かと思うんですけど、例えば、いわゆる感情分析とか、さらにディープなプロファイリングをしているかしていないか、その場合にプロファイリングをしている、していないというよりも、どれぐらいある種深い、あるいは細かいプロファイリン

グをしているか。そういう意味で、プロファイリングの種類についてまで、ここで説明することを求められているのかどうか、そういう質問でございます。

補足で、以上です。

【赤阪参事官】 すいません。なかなかそこの、どこまで入れていくかというところまで、十分に我々も区別した検討になっていないというところが正直なところでございまして、今、先生がおっしゃった中では、比較的分かりやすいというところも含めて、なかなか一般の人から見ると分かりにくい部分というのもあろうかと思っておりまして、そういったところも含めて、本人に分かりやすく説明するようにしてくださいということを求めているところでございます。そこが、どの範囲であればよりディープなのかどうかというところまで、なかなか十分に我々のほうでもまだ詰めきれてないのが正直なお答えになります。

以上でございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは、総務省様、お願いいたします。

【小川消費者行政第二課長】 事務局の小川でございます。構成員の先生方からたくさんの貴重な御質問をいただきまして、ありがとうございます。

まず、佐藤先生からいただいた御指摘でございますが、通信の秘密との関係でオプトアウトの範囲の見直し、仮名加工情報、また同意の取り方についても検討していく必要があるのではないかということで、御指摘のように検討してまいりたいと思います。オプトアウトの範囲の見直しについては、今回は基本的に厳しくする、狭くする方向だということ、仮名加工情報についても、安全管理措置や保有個人データの開示などへの影響というのが中心であること、また、同意の取り方については参照文書なども公表しておりますので、こういう兼ね合いも含めて検討してまいりたいと思います。

それから板倉構成員からですけども、まず、1つ目が保有個人データの公表事項についても、当然電気通信事業の関係でも論点としてなりますよねという御質問で、それはそのとおりでございまして、プロファイリングの件も含めて個人情報保護委員会のガイドラインも参照しながら、電気通信事業としてもどういうことを記載すべきかということを検討してまいりたいと思います。

また、2つ目でございますが、法人についても通信の秘密の対象範囲になるのかという ことでございますが、こちらはなるということでございます。これは従来からなっており ますし、今後も変わりません。それから、また域外適用の関係でございますが、私の説明 が分かりにくくて恐縮でしたが、当然のことながら、今年の4月1日に施行されました電気通信事業法の域外適用の関係については記載がございまして、こちらとの平仄も合わせて、必要な検討をしてまいりたいと思っております。

それから、小林構成員から御指摘があった位置情報の関係でございますが、こちらについては、電気通信事業のガイドライン35条に記述がございますので、これと個人情報保護委員会のガイドラインの関係については、引き続き検討してまいりたいと思っております。

また、古谷構成員のほうから事例を入れる入れないのケースについてはということで、 こちらについては、御指摘のように、ここに事例を入れると書いていないものについても、 分かりやすくなるものについては当然、事例を入れる必要があると思っておりますので、 ここに入れる入れないで電気通信事業としての事例を入れる入れないが確定しているとい うことではございませんので、御指摘も踏まえて、引き続き検討してまいりたいと思って おります。

取りあえず、以上でございましょうか。足りないものがあれば、御指摘いただければと 思います。ありがとうございます。

【宍戸主査】 私の理解でも大体大丈夫だと思います。ありがとうございます。

それでは、まだまだ御質問、御意見あろうかと思いますが、時間の関係上、議事を先に 進めさせていただきます。

事務局より資料3、プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関する主な 論点について御説明をお願いいたします。

【小川消費者行政第二課長】 事務局の消費者行政二課の小川でございます。資料3に 基づきまして、御説明させていただきます。

まず、1ページ目を御覧ください。こちらは前回も論点としてお示しをさせていただいておりますけれども、基本的に中間取りまとめとしては、プラットフォームサービスに係る利用者情報をめぐる現状と課題ということ、それからモニタリング結果、また、3つ目として今後の取組の方向性ということで、論点と方向性を示すような形で取りまとめていってはどうかと考えております。この後、前回の論点でお示しした部分については、説明については省略して、付け加えたところを中心に御説明をさせていただければと思います。

まず、現状と課題のところでございますが、(1)のプラットフォームサービスに係る 利用者情報の現状と課題は大きく付け加えたところはございませんので、省略をさせてい ただきます。 次に、(2)の現行制度と政策、15ページからのところでございます。こちらについてはファクトをまとめているということでございますが、例えば、前回、御説明をいただきましたスマートフォンプライバシーイニシアティブ、スマートフォンプライバシーアウトルックの特にSPOVIIのところの記述などを追記させていただいております。

また、16ページでございますが、アプリマーケット運営事業者の取組についても、2つ目の丸でございますが、追記をさせていただいております。それから16ページ、位置情報プライバシーレポートのところの2つ目の丸でございますが、これは多数の構成員からも御指摘ございましたが、位置情報について、端末から直接取得されるものだけではなくて、他のいろいろな手段や情報から位置情報が取得できるようになってきているということで、リアル店舗の購買履歴などが位置情報になるということで、位置情報の精度、種類、性質を踏まえた上で、その取扱いの在り方について検討していくことが必要ではないかという御指摘について追記をしております。

また、17ページでございますが、こちらについては、JIAAの第1回目のWGの時にもいただいたところから記述を追記しておりまして、また、デジタル広告市場についての追記というのもさせていただいております。 (2) のところは以上でございます。

次に(3)海外動向でございますが、24ページを御覧いただければ幸いでございます。まず、こちらもファクトでございますが、米国につきまして、米国の個人情報保護関係の規制について概要を示した上で、カリフォルニア州のCCPA、CPRAについて記述を追加しております。1つ目のポツの3行目あたりからですけども、個人情報の収集に係る通知を行う際のルールとして、専門用語を避けた簡潔で分かりやすい表現とか小さな画面でも読みやすく、目立つ形式とか、あと通知の内容としても、個人情報の種類一覧とか種類ごとの利用目的とかオプトアウトページとか、プライバシーポリシーへのリンクなどということで、ある意味、階層表示の1つと分類できるという御指摘をいただいておりますので、追記しております。

あとCPRAの関係で、クロスサイトトラッキングに関する事項、それから個人データの保存期間、また、クロスサイトトラッキングに対応した「共有するな」ボタンの義務化というのを記載しております。また、NIST Privacy Frameworkにつきましても、下から3行目ぐらいですけども、同意をよりカスタマイズするTailored Consentとかジャストインタイムの同意とか同意の撤回などを記載しているということで、通知を行う際の推奨手法なども記載しているということを追記しております。

それから、26ページでございますが、EUのGDPRの関係でございますけども、3つ目のポッのところに同意に関するガイドラインの記載を追記しておりまして、また、4つ目のポッで透明性に関するガイドラインの記載を追記しております。ここで情報全体を包括的に適用するというGDPRの要件がございますが、その一方で、その情報は簡素で透明性があり、理解しやすく、容易にアクセスする形式でデータ主体に提供するという要件を両立ということで、様々な手法が推奨されているということであるとか、あとは対象とする者の平均的な人々に理解されるものであるということが求められていて、それで、有効性について確認できない場合には、ユーザーによる公開討論とか可読性テストとか業界団体等との対話を通じた仕組みが求められるということになっているというのを追記しております。

また、27ページでございますが、eプライバシー指令、規則(案)の内容について追記をしております。一番下のポツでございますが、欧州司法裁判所の考え方が取り込まれている、これはeプライバシー規則(案)のほうでございますが、最初からチェックされたチェックボックスとかでは有効な同意にならないとか、あと、広告最適化のためにThird Party Cookieを設置するウェブサイト管理者が、当該Cookieの設置元の第三者であるネット広告代理店とかソーシャルメディアとともに、GDPR上の共同管理者の立場に立って、個人データの利用目的について利用者に情報提供し、利用者から同意を取得する義務を負うといったことを追記しております。

28ページでございますが、DSAについても記述を追記しておりまして、オンラインプラットフォームに対する規律ということで、広告であることとか広告主、広告表示決定に用いられた主なパラメータを表示する義務が提案されていると。また、超大規模オンラインプラットフォームに対する記述としては、広告表示から1年後まで広告内容、広告主、広告表示期間、使用された主なパラメータ、受領者総数に係るデータベースを編さんして、APIを介して一般に利用可能とする義務が提案されているということを追記しております。(3)については以上でございます。

それから次、2番、モニタリング結果でございます。こちらは32ページを御覧ください。 今回、主要な電気通信事業者として携帯電話事業者4社、Agoop、それからプラットフォーム事業者としてApple、ヤフー、Facebook、Google、LINEに利用者情報の取扱いについて、そのヒアリングを通じて、ヒアリングシートへの記入、モニタリングを行ったということでございます。主な論点については、これは前回と同じでございます。

今回、参考資料として、ヒアリングシートに記入いただいた内容についてまとめさせて

いただいておりますので、適宜御参照いただければと思います。参考資料3のほうがプラットフォーム事業者、5社のヒアリングシートの主な項目の比較でございまして、参考資料4のほうが通信事業者ということになっております。

33ページはモニタリング項目でございまして、それで、それの結果を簡単に記載させていただいたのが34ページからになります。まず、利用者情報の取扱いの状況でございますが、提供するサービス、事業モデルがそれぞれ違いますので、またデータ取扱いに当たっての考え方もそれぞれ異なっておりますので、個別の電気通信事業者、プラットフォーム事業者の取得している情報についてはそれぞれ異なっていると。また、広範な取扱いの全体像を一般の利用者に説明、理解させることは容易でない場合もあるということでございます。一方、利用者へ分かりやすく伝えるための工夫として、各事業者がプライバシーポリシーだけではなく、プライバシーポリシーの内容を分かりやすく簡潔に説明したプライバシーセンターとかガイダンスとかヘルプセンターを設けるなど説明を工夫しているということかと思います。また、アカウントの設定画面などから、利用者が利用者情報の取得、第三者提供とか連携を含む取扱いについて、事後的に把握、管理できるようにしている事業者もあると思われます。こういう形で、いずれにしても利用者が簡単に把握できるということは非常に重要だという御指摘もありました。

また、一方、利用者は非常に多様でございますので、背景とか知識とか経験も違いますので、ユーザーテストなども活用しながら、利用者が理解できるように多様な方法を用意する必要もあるのではないかと。また、消費者が想定しづらいもの、プライバシー性が高い情報の取得などについては、特に注意喚起が必要ではないかと。また、外部レビューやモニタリングを行っていくことが重要ではないかといった御指摘を記載しています。

それから41ページを御覧ください。オプトアウトやデータポータビリティーでございますが、まず、オプトアウトの提供の有無については、全ての事業者から御回答いただいております。オプトアウトの仕組みはダッシュボードやアカウント設定などを通じて、大半の事業者において提供されているということでございます。一方、オプトアウトを行うと、オプトアウトした後、情報の取得は停止されると。また、オプトアウト前に取得されたデータも利用されなくなるということまでは御説明いただいていますけれども、当該データが消去されるかどうかはっきりしない場合もございます。

次に、データポータビリティーですが、この提供の有無については全ての事業者が御回 答いただいています。海外プラットフォーム事業者は全てデータポータビリティーに対応 済みという御回答をいただいておりまして、利用者のPCへのダウンロードや一部の第三者への転送が可能とされています。携帯電話事業者、国内プラットフォーム事業者は、現在のところはデータポータビリティーに対応していない、または一部のデータのみダウンロード可能というような御回答がございました。

いずれにしても改正個人情報保護法の施行に向けて、電磁的記録による開示請求対応の準備を進めるという回答を複数いただいております。

次に位置情報でございますが、位置情報については、プライバシー性の高い情報として厳密な管理を行っているということで、住所など特定されないようになど、位置情報の加工や取扱いについても注意が払われていると。また、端末からGPSなどの位置情報を取得する場合には、0Sの機能によって同意取得が行われていると。一方、Beaconや店舗における電子マネー決済など、端末情報と別の両方を組み合わせて位置情報を取得できるという手段が増えてきているということで、こちらについては新たな課題も御指摘いただいております。

それからデジタル広告でございますが、広告主がメールアドレスや電話番号をアップロードし、ハッシュ化した上で、その事業者が保有するメールアドレスや電話番号と突き合わせるタイプの広告サービスを提供するという事業者が複数ございます。こちらについては、広告サービスを利用するサイト運営者、広告主などが自らを経由し、提供する個人情報などについて、利用者に対してどのような説明や同意取得などをするべきか、必ずしも明確に把握、理解していない場合もあるという御指摘もございます。

次の42ページでございます。アプリ提供マーケットでございますが、こちらApple、Googleがアプリ提供マーケットを提供されていますけども、こちらについてはデベロッパーにアプリ提供者に義務づけを行ったり、情報提供を行うということで、アプリがアクセスしようとしている利用者情報について、利用者が十分な情報を得て判断できるような働きかけというのがあると。また、SPIについても参照すべき政府のガイドラインの1つとして提示しているというマーケットもございました。そういう意味では、ある意味、取組が進んでおりますけども、また、これらのプラットフォーマーがルールメーカーになっているという御指摘もございます。

それから、PIAでございますが、実施状況としては、全ての事業者が何らかの形で御回答いただいております。一方、独自のPIAであったり、また、その基準が明確でない、また、PIAの結果が公表されていない場合も多いという御指摘もございます。

モニタリングの結果については以上でございます。

次に47ページでございますが、今後の取組の方向性の中の(1)利用者情報の適切な取 扱いの確保に向けた論点でございます。47ページのまず1つ目のところでございますが、 利用者情報を取り巻くグローバルな情勢といたしまして、今回のヒアリング、モニタリン グ結果などにおいても、プラットフォーム事業者など網羅的なプライバシーポリシーを作 成するだけではなく、利用者情報の取扱いについて様々な工夫を行ってきていると。ただ、 しかしながら、一般利用者にとって理解、把握は困難である場合もあるということでござ います。また、生活の中で、スマートフォンも含めて端末の中で利用者情報を非常に質や 量が拡大してきていて、機微情報や機密情報が含まれる可能性もあると。また、スマート フォンなどの利用者情報と電子マネーを使った決済とかBeaconなど外部情報も結びつき得 るということでございます。これらの利用者情報などがクロスデバイスで取得、集積、分 析されて、プロファイリングやターゲティングも高度化、精緻化していく傾向があると。 これが商品広告の表示や効果測定の目的だけではなく、様々なマイクロターゲティング、 プロファイリング結果を踏まえた採用や与信など、個人に影響を与え得る意思決定にも用 いられるおそれもあるということでございまして、利用者情報を提供した結果、本人に対 する影響、アウトカムをあらかじめ、予測、説明することが困難となる場合もあると。ま た、このような利用者情報の取扱い全体が社会に様々な影響を与える可能性も御指摘いた だいているところでございます。

このような情勢などを踏まえて、各国、クロスデバイスの情報の取扱いに関しては、本 人同意を求めたり、事後的な検証可能性を高めるための透明性確保、報告、公表義務を課 すなどの検討も進められているところでございます。

我が国においても、こういう情勢も踏まえながら、適切な対応が求められるのではないかということでございます。それで、利用者情報の適切な取扱いの確保ということでございますが、それは48ページのほうに行きまして、これも多く御指摘いただいたところですけども、まず第1に、アプリ提供者やウェブサイト運営者が、そのアプリやウェブサイトで、どういう情報取得や情報提供が必要であるかというのを検討して把握することが必要でないかと、第2にこれを踏まえて、利用者が理解できるように通知、公表や同意取得などについて検討を行う必要があるのではないかと。また、プロファイリングの有無であるとか情報利用による利用者へ与える影響が重要であるので、これについて利用者に伝えていく必要があると。また、次の項目ですが、プライバシーポリシーについては工夫が必要

だということでございます。また、通常は想定されない利用は特に注意喚起をする仕組み が必要ではないかということでございます。

次に54ページを御覧ください。対応としては5つに分かれていますが、①でございますが、電気通信事業法、個人情報保護法などを踏まえた対応といたしまして、まず、1つ目の丸のところは、親会の中間取りまとめの際に記述があったものでございますが、端末情報が0S事業者、通信事業者、プラットフォーム事業者、アプリ事業者などによって、利用者の意思に反して取得、活用されていたとすると、通信の秘密の対象であるか否かに関わらず、プライバシー上の適切な保護を検討する余地が生じると。端末情報の適切な取扱いの確保のための具体的な記述の在り方について、eプライバシー規則案の議論を参考にしつつ、今後、検討が必要という御指摘でございます。

2つ目ですが、利用者端末情報とそれに基づく情報について、通信関連プライバシーと して保護されるべき利用者の権利として把握するべきではないかと。電気通信事業者だけ に着目するのではなく、利用者の権利に着目していく必要があるのではないかということ で、こういう利用者端末情報を取り扱う者において、通信の秘密及び電気通信サービス利 用者のプライバシー保護を行うことを確保していく必要があるのではないかと。

それから、3つ目の丸でございますが、ターゲティング広告やプロファイリングを使った利用者への影響について、後から検証できる環境を整え、透明性を確保していく観点から利用者情報の利用の状況についての公表や保存についての仕組みについて考えていく必要があるのではないかということでございます。

4つ目の丸でございますが、適切な利用者情報の取扱いを確保する観点から、共同規制としての形も整える観点からも電気通信事業ガイドラインにおいて必要とされる事項を定めた上で、当該ガイドラインの遵守状況や事業者の自主的な取組の状況について、定期的にモニタリングを行うべきではないかということで、そのために電気通信事業ガイドラインにおいて定める事項について検討していく必要があるのではないかと。なお、上記電気通信事業ガイドライン及びそれを踏まえたモニタリングで事業者の適切な対応が得られない場合については新たな制度化、例えば表示義務とか公表義務とかの導入についても検討していくことも必要となるのではないかという形で書かせていただいています。

次に58ページでございます。2つ目の丸でございまして、電気通信事業ガイドライン指針等における対応ということでございます。まず、1つ目のところ、関係する各事業者における対応ということで、SPIの考え方なども参照しつつ、スマートフォン、ウェブサイ

トにおいてプラットフォーム事業者、アプリケーション提供事業者、ウェブサイト運営者、広告事業者など関係する各事業者がそれぞれ適切に対応できるような環境整備ガイドラインを検討していく必要があるのではないかということでございます。それから同意と通知のベストプラクティスの検討、ガイドラインなどを設置しての公表というのが必要ではないかということでございます。

59ページでございますが、続きでございまして、まず、電気通信事業ガイドラインでございますが、先ほども概要を御説明させていただきましたように、まず、個人情報保護法の改正への対応のための改正を検討していく必要があるということでございまして、別添というのは、先ほどの概要表が付いておりまして、また、電気通信事業の固有の事情などを踏まえ、より適切な事例などについて検討していく必要があるのではないかと考えられます。大きな2つ目の黒丸でございますが、利用者情報の適正な取扱いの確保に向けた改正の検討ということで、例えばでございますが、①として、プライバシーポリシーへの記載ということで、のえばでございますが、②として、プライバシーポリシーについて公表するということが記載をされておりますが、プライバシーポリシーに記載すべき事項や留意すべき事項について、ガイドラインであるとか解説の改正を検討してはどうかということで、分かりやすい通知、公表、同意取得、オプトアウトの有無や方法、データポータビリティーの運用方法なども考え得るのではないかということでございます。

それから2つ目でございますが、現在もアプリケーションソフトウェアに係るプライバシーポリシーが第14条の第2項第3項で規定をされております。こちらについてもSPIのアップデートなどを踏まえて改正、検討ということもあり得ると思いますし、また、アプリケーション作成者、情報収集モジュール提供者、広告事業者、ウェブサイト管理者などが留意すべき事項について指針をまとめた上で、これを参照するような形で記載を検討していったらどうかと考えられます。また、プライバシーポリシーの通知と同意のベストプラクティスについては、ベストプラクティスについてまとめた上でガイドライン、解説の改正、または参照を検討してはどうかと考えられます。

このような①、②の状況につきまして、モニタリングの実施ということで、定期的にモニタリングを行い、必要に応じてモニタリング結果を踏まえて、ガイドライン改正もさらに行っていくという形で検討してはどうかということでございます。SPI、位置情報プライバシーレポートにつきましては、必要に応じて見直しを検討した上で、また、電気通信事業ガイドラインにも反映をしていくということかと思っております。

次に64ページでございます。3つ目の丸といたしましては、定期的なモニタリングの実施ということで、先ほどのガイドラインのところにも書かせていただきましたけれども、ガイドラインに必要とされる事項を示した上で、また、関係事業者、事業者団体による自主的な取組も進めていただいた上で、その状況を定期的にモニタリングして結果を公表するということで、透明性、アカウンタビリティーを確保していくことが有用なのではないと考えられます。また、3つ目の丸でございますが、モニタリングを通じて事業者による取組状況などを確認し、必要に応じ、ガイドラインを見直すといったサイクルを回していくことが必要ではないかと考えられます。

それから、④でございますが、利用者の理解促進、外部レビューということで、利用者情報の取扱いに関する消費者の不安は、仕組みが見えていないことに由来する側面があるということでございまして、この業界のいろいろな自主的な取組がございますが、これは外部に開かれた形で対話や情報発信を継続していただき、透明性を高めていくことが大事ではないかと。また、プライバシーポリシーの公表意義というのは、透明性、アカウンタビリティーの観点からも意義が大きいということでございまして、また、専門的見地から事業者のプライバシーポリシーや利用者情報の取扱いについて、外部レビューやモニタリングが実施されて、その結果が公表されることは有用なのではないかということで記載させていただいております。

それから、最後でございますが、67ページでございます。⑤として国際的な対応と連携ということで、利用者情報の取扱いについては、グローバルにも共通した課題という側面もございまして、各国規制当局においても検討が進んでいるということでございますので、また、プラットフォーム事業者もグローバルに利用者情報を取り扱っているという側面もございます。我が国において、取組を進める際にも、国際的な対話と連携を進めることが重要ではないかということで記載をさせていただいております。

駆け足でございますが、事務局からの説明は以上でございます。

【宍戸主査】 ありがとうございました。ただいまの事務局からの御説明について、質問やコメントなどがございましたら、私にチャット欄でお知らせください。森先生、お願いします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。多岐にわたる論点を整理して、しっかりとおまとめいただきました。

私の意見は54ページの今後の対応の方向性に関するものです。54ページの利用者端末情

報等ですけれども、2ポツのところ、利用者端末情報とそれにひもづく情報について、通信関連プライバシーとして保護されるべき利用者の権利として把握されるべきではないか、電気通信事業者に着目するのではなく、利用者の権利に着目していく必要があって、このような利用者端末情報等を取り扱う者において、プライバシー保護を行うことを確保するということですので、通信関連プライバシーとして把握されるべきであるということ、それから、電気通信事業者だけではなくて、通信関連プライバシーを取り扱う者におけるプライバシー保護を確保する必要があるということについて、全くそのとおりであると思います。この点を確認していただいて誠にありがとうございました。まず、電気通信事業者だけじゃないということは消費者保護の観点からも、それから公正競争の観点からも重要なことであると思います。

4ポツなんですけれども、適切な利用者情報の取扱いを確保する観点から、まずは共同規制としての形を整えるためにということで、ガイドラインに必要な事項を定めて、自主的な取組状況についてモニタリングをするということが最初の選択肢になっていますけれども、まずは共同規制としての形を整えるということなんですが、どういう規制形態を取るかということについては、これは規制の目的とその周辺の状況に照らして都度、考えられるべきものであって、共同規制がファーストチョイスということではそれはないだろうと思います。そして、この文脈では、このように進めますと、ウェブにおいて非常にSPIとスマートフォンプライバシーイニシアティブと似たような状況になるわけですけれども、スマートフォンプライバシーイニシアティブにおいて、その状態が実現されるのに時間がかかったこと、最終的にはアプリストアによるルール設定によって、アプリプラポリが掲載されるようになったこと等を考えますと、同じでいいのかと。ウェブ側でSPIと同じ条件にするのでいいのかというのは疑問に思いますし、そういう意味で、法的義務を前提とする共同規制ということが必要なのではないかと考えます。法的義務はあくまでもその前提であるということです。

そのように、それで初めて一定の実効性を持たせられると私は考えるわけですけれども、下のなお書きのところですが、そうであったとしても、直ちに法的義務について考える場合、それからモニタリングを経てから法的義務、法制度化について考える場合、いずれの場合であったとしても、新たな制度化、表示義務、同意取得義務を考えるに当たっては、eプライバシー規則を参考にすると。親会の中間取りまとめにあったことをお書きいただきたいと思います。親会の中間取りまとめにはルールのハーモナイゼーションということ

も書かれていましたので、そういう観点からもそれは重要でないかと思います。 以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは、次に板倉先生、お願いします。

【板倉構成員】 ありがとうございます。この検討はデジタル市場競争本部からの宿題 の対応も含まれていると思いますが、私のほうからは共有まではしませんが、デジタル広 告市場の競争評価の最終報告概要で、一部この会議において検討しろと言われているパー ソナルデータの取扱いについての検討の中で、ユーザーの認知限界を踏まえた機微情報の 取扱いについてやりなさいということが入っていまして、今回、いろいろ資料を整理して いただいている中だと、ここはあまりまだ我々も議論していないんです。論点で出てきて いるのは、45ページのデジタル広告のLINEさんのヒアリングの時にLINEさんのセグメント の定め方のときに健康情報とか生理的な心情とか宗教的なものはセグメントとして使わな いという実務が紹介されているわけですが、私はここは割と厚めに検討したほうがいいと 思っていまして、デジタル広告におけるセグメント等については、正面から宿題でこちら で検討せよと言われているので、例えば、要配慮個人情報及び補完的ルールにおいて足さ れている部分については、セグメントの項目にしないといった方向性があるのかと思いま す。これは放送のほうでは推知しないという定め方で、宍戸先生等がまとめていただいた と思いますが、それとはちょっと違うんですよね。セグメントの基準にそういうものをそ もそも入れないといったことが、私はいいだろうと思っています。普段からそれは広告関 係のクライアントには推奨しているわけですが、恐らくそれをガイドラインレベルで入れ ていくのが国際的にも整合しているのではないかと思います。ここは皆さんと深く議論し たほうがいいと思いますので、問題提起させていただきました。

以上です。

【宍戸主査】 貴重な御指摘ありがとうございます。それでは、続いて沢田構成員、お願いします。

【沢田構成員】 ありがとうございます。沢田でございます。全体の方向性につきまして、きれいに整理していただきましてありがとうございました。

私は先ほど森先生の御発言とほとんど同じ部分につきまして、54ページのところで申し上げたいと思ったんですが、電気通信事業ガイドラインは一体、名宛人は誰なのかということからしますと、基本的には電気通信事業者なんだろうと思います。電気通信事業者が相手だということになると、全部通信の秘密になってしまうのかとか、その辺が一番素人

として分からないところでして、通信の秘密に当たる場合、当たらない場合とか、電気通信事業者って誰というところが分からなくて、それはさておき、森先生がおっしゃったように、もう少し広く広告の事業者さんとか電気通信事業者さんでは多分ないと思われる広告事業者さんとかECサイトとか、そういうところまでカバーしないと、ユーザーにとっての透明性の確保というのはなかなか難しいと思いましたので、カバーして欲しいと思いつつ、電気通信事業ガイドラインで若干無理があるのかなと思ったりもしました。

もしかしたら参考になるかもと思いましたのが、割賦販売法の例なんですけれど、割賦販売法の規制対象は基本的には割賦販売事業者ということで、登録制で結構厳しい規制が置かれているわけですが、それとは別に前回の改正、前々回か、クレジットカード等取扱事業者という別の定義を置いて、これは登録制でも何でもなく罰則もなく、クレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないと、クレジットカードを扱う人はすべからくこうしてくださいと、割賦販売事業者であるかどうかによらずということが法律の中に組み込まれました。それが少し参考にならないかと思いまして、緩やかな法的な枠組みと言いますか、規律を置いた上で、実際に何をしなければいけないかというところはそれこそ共同規制で、事業者さんの自主的な取組ができるだけ推奨されるというか、それを尊重できるような在り方がいいのではないかと思った次第です。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは、次に寺田構成員、お願いします。

【寺田構成員】 寺田でございます。非常に多岐にわたる検討内容ということが今後もたくさん続いていくんだということで、結構大変だと思って聞いていたんですが、私のほうで2点ほど、質問というよりは意見という形で、PIAに関して幾つかのページで言及されているんですが、この中で今回、発表していただいた事業者さんのほとんどがプライバシー影響評価、PIAを実際に行っている、あるいは今後行うとお話しされていまして、方向性として非常に望ましい、いい状況になっているんだと思いつつ、一方で、いずれの事業者さんも公表していないし、今後もその予定はあまりないというようなお話で残念なところがあるということと、もう一つは、どのようなPIAをされたのかというところが分からないということで、少々危惧もしています。

というのもPIAに関しては、EUのGDPRでは一定の条件下においてDPIAとして義務化されていると同時に、ガイドラインなども非常に充実したものが出されていますし、国際標準としてはISO/IEC29134ですか、これが発表されていて、今年、日本でもJIS規格となって

います。こういったところにちゃんと準じてされているということであれば、特に問題はないんですが、一部の事業者さんはこの辺りのところはあまりよく御存じないというところもお聞きしたことがありますので、総務省、あるいは政府としてPIAを推奨するということであれば、本来のPIAの価値みたいなものを毀損すること、そういったことが起きないように各規格についての言及であったりとか参照すべきということでやったりとか、また、あるいは一定の条件とか、あるいは漏えいなんか起きた場合には、こういったPIAを行ったのであれば、報告書の公表といったことを推奨するみたいなことというのを取り込んでいただきたいなというのが1つ目です。

2つ目はモニタリングに関してなんですが、これはちょうどデジタル広告のほうとも関わってくるところではあるんですけども、自主的取組とか共同規制というのがもちろん望ましいと言いつつも、個別の単体の事業者単位でということではなくて、全体として継続的に比較可能なものということになることが非常に重要なんじゃないかと思っています。海外では、こういったモニタリングの指標を第三者が作成して、さらにレポートに対して監査できる体制といったものを構築しようとしている動きがあります。世界広告主連盟、グローバル・アライアンス・フォー・レスポンシブル・メディアというところがあって、ここが各プラットフォーム事業者とか広告の関連の事業者とお話を進めているということになっていますので、こういったところというものも少し参考にしながら、モニタリングがどうあるべきかというのをもう少し検討する必要があるのかと思っています。それに際して、こういったワーキングであったりとか検討会は非常に重要なんですけども、1つ足りないと思っているのは、技術的観点をしっかりと追いかけていく、見ていくというところが少し足りないという気がしていますので、そういった形でのタスクフォースなりワーキングなりというのも、ぜひ検討していただきたいと思っています。

私からは以上です。

【宍戸主査】 貴重な御指摘ありがとうございました。次に古谷構成員、お願いいたします。

【古谷構成員】 ありがとうございます。私のほうからは、個々の内容については、まだまだ十分検討しきれてないので、骨子案の構成について申し上げたいと思います。1、2、3という形で、現状と課題が1で、モニタリングの結果が2、今後の取組の方向性が3、ということになっていますけれども、実際、論点が多岐にわたって、事業者も多岐であるということを考えたときに、今後、これを参考にするであろう事業者、あるいは影響

を受ける方々を考えると、3番の今後の取組の方向性の中で、1だとか2とかを適切に組 み込んでいただいた形で入れていただきたいと思います。

と言いますのは、例えばモニタリングの結果ということで、実際の事業者のある意味、 進んでいるところの事例だったりが出ているんですけれども、例えば、今後の取組の方向 性の中で実際、どういう論点があって、実際に事業者の中では、一部ここまでできている ところもあるというところも示すことで、現状はどうなっていて、どういう方向に進んで いこうとしているかというところも見えると思いますので、大変だとは思うんですけれど も、ばらばらにまとめるだけではなくて、ぜひ1、2を組み込んだ形で3に有効な形で方 向性を示していただくと、報告書なりが有効活用できるのではないかと思います。

以上です。

【小林構成員】 お願いします。野村総研、小林でございます。

森構成員、沢田構成員がお話しされていたことに関連します、通信関連プライバシーということで、今回の電子通信事業者というのを主にターゲットとしていた分野から、より消費者、利用者というものを中心に規律なり、権利の保護といったものを考えていくというのはそのとおりかと思います。その一方で、もともと電気通信事業分野、また付随する事業ということで、その広がりがすごく分かりづらくて、結局、このルールに従っているのは通信事業者さんと主なOTTさんだけとか、すごく対象がそもそも限定的なように、なかなか事業者が、自分が規律を参照すべきかどうかというところも、ちゃんと認知できていなかった部分もあるのではないかと。その結果、なかなか今回のような議論をするときに認知をどこまで書けたらいいのかというところが明確になっていなかったのかと思います。

私のほうで申し上げたいのは、今回、プラットフォーマーにも事業者としてヒアリングをたくさんいたしました。その上で、恐らくプライバシー、それから通信の秘密だけでは収まらない範囲が出てきまして、これは通信関連プライバシーの範囲で扱うのか、なかなか難しいところも出てくると思います。そういう意味では、今、公取さんでも議論されているように、競争法の観点からプライバシーについて、また検討するといったお話もありますし、また、消費者庁であれば消費者保護からアプローチするというのがあるかと思いますので、そういった観点も踏まえて競争法、プライバシー、それから消費者保護といっ

たものを見ながら、どこの事業者をちゃんと今回のガイドラインの射程に置いていくのか というのを、より分かりやすく訴えていただくといいのかと。

そうすると、今、位置情報プライバシーレポートとか内容はとても充実しているんですけども、例えば、位置情報をセンシングしているだけで情報を取っている事業者さんはたくさんいらっしゃるんですけれども、電気通信事業分野のガイドラインはなかなか参照はしてもらっていないのではないかと。位置情報プライバシーレポート参照されていないんじゃないかという声がちらほら聞こえてきますので、そういったところも明確に対象になるように、今、電通ガイドラインにもし取り込むのであれば、そういったところも合わせて整理されていかれるとよいのではないかと思います。

以上でございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは、次に佐藤先生、お願いいたします。

【佐藤構成員】 国立情報学研究所の佐藤でございます。

申し上げたいことは、今日の今のセッションの一番最初に、森先生が御指摘された54ページのところに関してなんですけども、森先生のおっしゃられたように、電気通信事業者ガイドラインの対象は電気通信事業者だけではないというよりも、利用者の視点で見ていくということは非常に重要な視点だと思っています。これに関しては、森先生も言及されましたけれども、消費者保護の視点プラスOTTの事業者を含めた公平性という観点からも重要ですし、現状、GDPR、またアメリカのカリフォルニア州の制度などを考えますと、日本の制度のほうが遅れてしまうと、消費者から見ると、日本よりも海外の事業者のほうが信頼できるという形で、あまりここを緩くしてしまうことは、むしろ日本の事業者にとってもよろしくないのではないかと思っております。

その観点で言いますと、同じ54ページの資料にありますけども、EUのeプライバシー規則というものが1つの参考事例になると思っていて、基本的にeプライバシー規則では、Cookieと位置情報というものについて、きちんと明確な説明と同意を取るというところが重要になっていると思います。現状、前回のLINEさんのヒアリングでも、なかなかある意味、興味深いというか心配になるという部分もあるんですけども、私のほうでいわゆる決済情報とか位置情報を取れるのではないかといった御質問させていただいたときに、御回答は、例えば決済につきましては、ユーザーの皆様で、ここの店舗で決済したという認識はあるのかなと考えておりましてとおっしゃっていて、今後、事業者さんの考えていることと消費者まで利用者の考えていることの間のずれみたいなものがあるのかないのか、当

然あれば、それを埋めていくということが必要で、それを事業者の側のほうで埋めていただけないのであれば、例えばeプライバシー規則を前提にして、何らかの法制度というものを考えていかなければいけないのかと思っています。

以上でございます。

【宍戸主査】 佐藤先生ありがとうございます。次に太田構成員、お願いいたします。

【太田構成員】 ありがとうございます。私も54ページのお話なんですけれども、基本的に森先生の意見に賛成するというのと、補足というか私の意見を言わせていただきますと、まず、54ページに書かれている内容を見ると、まずは共同規制として形を整えて、モニタリングをして、その結果で表示義務などを導入して検討していくというように見えまして、共同規制という形でというのも、表示義務などを法律側の義務とした上で共同規制という形を取っていくのが望ましいと僕は思っています。

なぜかというと、まず、SPIの部分を見ても、前回、SPIの最新の状況について御報告をいただきましたが、アンドロイドについては、プライバシーポリシーの掲載率が下がっているという御指摘もありました。その中において、どういう事業者が情報を取得しているかというところに関しては3割ぐらいしか表示をしていないと。これは利用者の目線からすると、要するにこのアプリを使ったら、どこの会社が自分の情報を使っているのかというのが分からない状態のままであるということになると思います。それは利用者からすると、オフラインだと自分がどういうところでお買物をして、どういう人が見ているかというところは想像がつくというところがあるんですが、オンラインになると、なぜかこっそり自分の情報を取得している人というのは、別に通知もしなくてもいいし、勝手にどうぞやってくださいという状況というのは、利用者目線からしてみると、それが要するに端末の情報に紐づいた情報だけであっても、非常にプライバシーに関しては懸念を持つのではないかと思っております。

また、グローバルの状況を踏まえて考えていかなければならないという話もありましたが、グローバルの状況を踏まえると、今、この段階で、まずはモニタリングをして、その後考えようというのでは非常に遅いと思っておりまして、GDPR、ヨーロッパ各国では既に同意の義務というところまで来ているという状況でありますが、アメリカにおいてもカリフォルニアにおいては、ちゃんとオプトアウトさせる義務というところがありますと。日本においては何もない、これからモニタリングをして、それから表示義務を考えようということでは遅過ぎるのではないかと考えております。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは、次に山本先生、お願いします。

【山本主査代理】 ありがとうございます。私のほうからは3点ぐらい、手短にコメントさせていただきたいと思います。

1点は、プロファイリング関係ですけれども、板倉先生のほうからも御指摘がありましたけれども、私自身もプロファイリングしているか、していないかということを説明するだけでは不十分なのではないかと思っています。特定のカテゴリー、要配慮的なもののセグメントについては、例えばこれを禁止するという考え方もあり得るところですけれども、少なくとも透明性と申しますか、例えば政治的な信条とか、あるいは心理的な、あるいは感情的なそういったもののプロファイリングについては透明性を高めていくという方向が必要なのではないかと。要するに、繰り返しになりますけど、プロファイリングしているかしていないかだけでは、あまり意味がないのではないかと。それだけでも意味があると思いますけれども、現代的な状況を必ずしも捉えきれていないのではないかと思っております。

2点目ですけれども、これは寺田先生のほうからもありました、PIAですが、これについては、まずはこれまでPIAというと、情報が漏れないかどうかといったセキュリティーの観点からのアセスメントというのが重だったところかと思いますけれども、今回、アウトカムという言葉が何度も出てきているとおり、単純に情報セキュリティーのアセスメントだけではなくて差別とか、あるいは民主主義といったものへの影響リスクというものを査定することが必要なのではないかと。そういう意味では、PIAという言葉がもしかすると狭過ぎるのかもしれないと思いますので、この言葉遣いも含めて検討する余地があるのではないかと。あるいは、それを公表するということについても、積極的に検討していくべきではないかと思います。

3点目ですけども、個人関連情報のところですが、これは先ほどから森先生のお話とも 関連しますけれども、これまでは特定個人を識別できるかという観点からの形式論で議論 してきたところがあって、今回も個人関連情報が提供先で個人データになるかどうか、つ まり、特定個人を識別できるかどうかという観点で形式的に捉えられているように思いま す。ただ、重要なのは特定個人を識別できるかどうかということではなくて、個人に働き かけられるかと、つまり個人の心理的なところに働きかけができるかということですので、 この人が誰であるかということの特定性というのはあまり実は重要でない。個人の心理的 な状況、意思決定過程に働きかけるかという観点から議論をしなければいけないと思って おります。

4点ぐらいと言いましたが、3点で以上です。ありがとうございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。次に高橋構成員、お願いします。

【高橋構成員】 高橋克己です。技術的な観点に絞ってコメントをします。私の提案は、技術的な解説書をしっかり残しませんかというものです。今回、たくさんのヒアリングをさせていただきました。そこから分かったことは、利用者情報の取扱いの仕組みが途方もなく複雑になっていることです。構成員の間でもそのことがとてもよく分かったと思います。そこをきちんと残しておくことが、結局利用者の保護とか利用者のフェアな規制を行うという前提としてもすごく大事なことではないかと思います。ですので、技術的な解説書の作成を提案します。また、プラットフォームの仕組みはどんどん変わっていきますので、それをどのように適切に、誰がどのタイミングでメンテしていくのかと、そういったことも含めて後に残すことが必要ではないかと考えます。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。森先生は2回目になりますので、後に回させていただいて、先に生具構成員、お願いいたします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。私のほうからは2点で、1つは最初に森先生がおっしゃっていただいたことからずっと続いております。しっかり公的枠組みに基づく共同規制というものをしっかり考えていくこと、また、利用者ベースという観点で考えていくことは両方賛成でございます。法治主義というところもございますので、制度の枠組みをどう考えていくのか。

そして2点目は、前回申し上げたところにも関わるんですけれども、先ほど板倉先生のほうからデジタル市場の報告書も研究をされていましたけど、その中にも事業者の規模とかリスクベースということが1つの論点としては出てきますところ、全体的に電気通信事業者、あるいはその他の関連するプレーヤーに平等に義務を課していくということは1つ重要でありつつ、他方でリスクベース、あるいはキャパシティベースといったことをどう考えていくかというのも、これはハードローでもソフトローでも、どちらの場合でも考えているところはあるのかと。前回、超大規模プラットフォームに関わるデジタルサービス法の義務について言及したところ、今回、正しく適切に触れていただいていますけれども、ちょうど先月、アメリカでもソーシャルメディアデータアクトという巨大なプラットフォ

ーマーに限定した広告や、そこにおける、それこそまさにプロファイリングのカテゴリーの情報ですとか、そういうもののライブラリーをしっかり残しておいて、後から検証できるようにするといった法案を出されて非常に注目を集めているところであり、また、先ほど寺田様からDPIAのヨーロッパの義務化のところですとか、そういうことも触れていただきましたけれども、向こうですと、プライバシー責任者というところを含めて、あれも一定のリスクベースで、必ずしも肝ではないんですけれども、多くのセンシティブデータを処理する場合といったときに過重的な義務を課すといったことのやり方をしている。そういったことを、当然ベースを下げるというわけではなくてトップを上げていくといった意味でどう考えていくかというのは、もしかすると全体の意識の中にも含まれているのかと、聞いていても改めて思ったところでした。

以上でございます。ありがとうございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは、お待たせしました。森先生、お願い します。

【森構成員】 ありがとうございました。まず、沢田さんの御意見についてですけども、非常に重要な示唆をいただいてありがとうございました。なるほどと思って伺っていましたが、そういう通信関連プライバシーを取り扱う事業者を規制するということには賛成だけれども、外縁が明らかでないというのはごもっともでして、そこを明らかにするためにも法制度化ということが求められているのではないかと思います。

それから、小林さんからもプライバシー的なものだけじゃなくて、競争法の観点から全くごもっともな御指摘で、両輪からこの問題、全体の問題を見ていかないといけないと思うんですけども、もともと電気通信事業法は両方入っていたわけですよね。両方入っていたんですけども、電気通信事業者の在り方、その周辺環境の変化によって、電気通信事業法の役割も変わってきて、そこでユーザー保護と競争と2つある中で、ユーザーの保護のほうにおいて、通信の秘密と通信関連プライバシーの2つを重要なテーマとして、ミッションとして捉えましょうと。その中で、それぞれを取り扱う事業者を規制していくべきであるということなので、競争の問題はもちろん重要ですけれども、電気通信事業法でユーザー保護の観点から、この問題を取り逃がすということはやっぱりできなくて、ユーザー保護の観点から、正面から電気通信事業法、あるいは電気通信事業法の周辺にある法制度として、通信関連プライバシーの保護のための制度を今から作っていくということは必要だと思いますし、競争の問題だから急いでやってもらおうという話にはならないんじゃな

いかと思っています。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございました。いかがでしょうか。ほかになければ、できれば事務局からコメントをいただきたいと、今までの構成員の皆様からの御意見を受けていただきたいと思いますが、事務局よろしいですか。

【小川消費者行政第二課長】 事務局の消費者行政第二課の小川でございます。大変貴 重なコメントを多数いただきまして、本当にありがとうございます。

森先生、沢田構成員、小林構成員、佐藤構成員、太田構成員、生貝構成員のほうから、通信関連プライバシーについての御指摘というのをいただいておりまして、こちらについては非常に重要な視点でございまして、どういう形で位置づけていくのかということは、法的義務を前提とする共同規制であるべきという御指摘も多くいただいておりまして、引き続き、検討してまいりたいと思っております。事務局の資料が、構成がeプライバシー規則をベースということで考えてきたという御指摘は、同じページにeプライバシー規則を最初に書いてあるので、これで足りているかと思ったのですが、基本的にはもちろんそれを意識しながら、引き続き検討して、御相談をしてまいりたいと思います。

それから2つ目でございますが、板倉構成員のほうからセンシティブ情報、要配慮個人情報などをどう扱うのかということで、こちらについてはもう少し議論したほうがいいのではないかということで、こちらについても非常に重要な論点ですので、引き続き御相談をしてまいりたいと思います。

それから、寺田構成員のほうから、PIAのときに何らか基準をきちんと定めて公表するなどと、そういうことを促していく必要があるのではないかということで、こちらは全くそのとおりだと思いますので、こちらもまた検討してまいりたいと思います。

それから、古谷構成員のほうから、構成としてということで、1、2、3をバラバラにするのではなくて、特に3の今後の取組のところに1や2の話を適切に取り込んでほしいということで、これは御指摘のとおりでございまして、ここは今、論点という形になっておりますが、特に本文を今後書いていく際にも、1と2を当然踏まえた上で3があるわけでございますので、きちんとそれをうまく組み込めるように、また検討してまいりたいと思っております。

それから、高橋構成員及び寺田構成員のほうから、技術的な視点での解説というのが必要ではないかということで、これは全くそのとおりで、なかなか非常に複雑なことになっ

ていて、一般の利用者も理解しにくいという御指摘をたくさんいただいているわけですが、 今回、非常に先生方からもいろいろとヒアリング、聞き取りなどもしていただいて、今は 少なくともどういう形になっているのかということについて、一定の知見が得られてきて いると思いますので、そちらについて分かりやすくまとめて示すということも御相談をし ていきたいと思っておりますし、それを明記していくことも非常に重要だと思っておりま す。

また、生貝構成員のほうからも、海外の動向というのをしっかりと踏まえていく必要があるということでございまして、こちらについては検討していくとともに、また、トップを上げていくと、特にリスクベースでやっていくという視点も検討してまいりたいと思っております。

非常に雑駁でございますが、以上でございます。

今、それぞれ自由討議を兼ねた、中間取りまとめの骨子についても非常に様々な御意見をいただきました。通信関連プライバシーの問題について、どのように取り扱っていくかということは本日、非常に重要な御指摘を幾つもいただきましたし、それ以外にもプロファイリングの問題、PIAの問題、それから中間取りまとめ骨子を踏まえて中間取りまとめを作っていく中での全体の体系などを含めて、非常に多くの御指摘をいただいたと思います。ただ、本来だったら何度でも議論したいところであるのですが、親会に報告させていただくという事情もございますので、本日の議論を踏まえた論点の具体的な修正につきましては、主査である私にひとまず一任をさせていただけないかと思うのですが、その点よろしゅうございますでしょうか。

(「賛成です」の声あり)

【宍戸主査】 どうもありがとうございます。それでは、この論点については、ワーキンググループの現段階における検討状況として、6月10日に予定されておりますプラットフォームサービス研究会に御報告をさせていただきたいと考えております。

最後に事務局から連絡事項があればお願いをいたします。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 事務局です。次回会合につきましては、また御案内させていただきます。

事務局からは以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

これにて本日の議事は全て終了いたしました。

以上で、プラットフォームサービスに関する研究会、プラットフォームサービスに係る 利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ、第5回会合を終了とさせていただきま す。本日も皆様、お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございました。

これにて閉会といたします。